

## 平成30年度松山空港国際定期便団体利用促進事業助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、松山空港国際定期便（以下「国際定期便」という。）の利用促進及び定着を図ることを目的として、交流事業及び研修事業（以下「事業」という。）を行う団体に対して交付する、松山空港国際定期便団体利用促進事業助成金（以下「助成金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (対象事業)

第2条 助成金の交付対象は、国際定期便を利用した、文化・芸術・スポーツ・経済など多様な分野での事業(修学旅行及び研修旅行を含む)とする。

### (助成金の交付要件)

第3条 助成金の交付対象は、次に掲げる条件をすべて満たす事業とする。

- (1) 愛媛県内の10名以上で構成される団体により実施される事業であること。但し、愛媛県内の中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校（高等専門学校にあたっては1年生、2年生、3年生が対象）（以下「高校等」という。）が事業を行う場合は、10人未満でも対象とする。
- (2) 上記の人数には、公費で旅費が支給される者は含まないが、高校等が実施する研修旅行においては、公費で旅費の一部が支給される者があっても対象とする。
- (3) 国際定期便を片道又は往復利用し、中国、韓国あるいはそれ以外の外国において事業を行うこと。

2 同一の団体が助成金を申請できる回数は、原則として1回とする。但し、高校等が実施する修学旅行及び研修旅行はこの限りでない。

### (対象経費)

第4条 助成金の交付対象となる経費は、渡航経費、通訳経費、バス借上げ料、交流会経費、記念品代等、交流又は研修に要する経費とする。

### (交付額)

第5条 助成金の交付額は、次のとおりとする。但し、予算の範囲内で助成団体を決定する。

	学生等※の団体	その他の民間団体
1人当たりの助成限度額	1人当たり6,000円を限度 片道利用は半額 団体の構成員に生徒・学生以外の者を含む場合は、その者にかかる助成限度額は1人当たり4,000円を限度とする。 但し、研修旅行において、自己負担額が助成限度額を超えない場合は支給しない。	1人当たり4,000円を限度 片道利用は半額
団体助成限度額	30万円（片道利用は半額）	20万円（片道利用は半額）

※学生等には、大学生、短大生及び専門学生を含む。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする場合、団体の代表者は、交付申請書(様式第1号)を旅行出発日の14日前までに、松山空港利用促進協議会会長(以下「会長」という。)へ提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 会長は、提出された申請書を審査し、適正と認めたときは助成金の交付を決定し、速やかに団体の代表者へ通知するものとする。

(事業の変更又は中止の承認)

第8条 団体の代表者は、事業の内容について変更又は中止をしようとするときは、会長の承認を得なければならない。

(実績報告及び交付請求)

第9条 団体の代表者は、事業が完了したときは、実績報告書兼交付請求書(様式第5号)を会長へ提出しなければならない。

(額の確定等)

第10条 会長は、前条に規定する実績報告書を受領した場合は、これを審査し事業の実施が確認されたときは、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を団体の代表者へ通知するとともに、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の経理等)

第11条 助成金の交付を受けた団体は、助成金に係る経理を明確にするるとともに、事業終了の翌年度から起算して5年間、善良な管理のもとに保存しておかななければならない。

(助成金の取り消し及び返還)

第12条 会長は、助成金の交付を受けた団体が、この要綱の規定に違反したとき又は交付申請書等に虚偽の記載をしたときは、助成金の決定を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(特例措置)

第13条 高校等が実施する事業で、フライトキャンセルなど航空会社の事情により計画していた松山空港国際定期便が利用できなくなったとき、会長が特に認める場合には助成金を交付することができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めのない事項については会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。